

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
潮来市	津知地区 (築地、辻、川尾)	令和3年1月27日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	150 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	90 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	82 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	65 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	20 ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

施設の老朽化が進み営農に多大な労力を費やしている状態であり、早急な対応が必要となっている。また、農業者の高齢化、後継者不足により増加することが予想される遊休農地を担い手に集積する必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体として位置付けられた担い手に集積を行うとともに、担い手間にて、耕作地の交換を行い集約化に努める。また、計画的な集積・集約を行うため、水田のほ場整備事業の実施も視野に入れる。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

農地の所有者から貸し付け意向があった農地は、借り受け希望の担い手に情報提供していく。

農地中間管理機構の活用方針

安定的な経営を図るため、所有者に対し中間管理機構への貸付を推奨し、中心経営体への集約を進める。
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。